

4月になり新しい環境で生活を始める人も多いと思います。新たな契約をすることも多くなりますが、契約する際は慎重に行いましょう。

成年年齢 20歳から 18歳へ

民法の改正により、令和4年4月1日の時点で成年年齢が20歳から18歳に変わります。

成年になると、一人で契約ができるため親の同意を得なくても自分の意思で契約ができます。

18歳(成年)からできること(主なもの)

親の同意がなくても契約できるもの
携帯電話/賃貸住宅/クレジットカード/電話リレーサービス契約など

女性の結婚できる年齢が18歳以上に
(男女ともに18歳から)

未成年者が親の同意なしに契約したものは取り消すことができましたが、成年に達すると自分の責任で契約することになります。わからないまま安易に契約をするとトラブルになることもあります。社会経験に乏しく、親の保護がない成年になったばかりの18歳を狙った悪質な業者にあうことも想定されます。

契約する際は十分注意しましょう。

成年年齢が引き下がってもお酒や喫煙などはこれまでどおり20歳からです。

また、成人式は法律によって決まりはありませんので、これまでどおり20歳で行うところも多く、各自治体で決められます。

各養成講座開催状況

令和4年度の各講座募集状況です。

◆手話通訳者養成講座

- ①手話通訳Ⅰ 5月～令和5年2月(全18回)
申込〆切 4月24日 事前審査5月5日
- ②手話通訳Ⅱ 5月～令和5年1月(全17回)
- ③手話通訳Ⅲ 4月～8月(全7回)

◆要約筆記者養成講座

2年課程の2年目のため、今年度の募集はありません。

◆盲ろう者通訳・介助員養成講座

6月～令和5年1月(松本市内)開催予定
詳細は情報センターへお問い合わせください。
昨年度の養成講座修了状況です。

◇手話通訳者 手話通訳Ⅰ・・・15名修了

手話通訳Ⅱ・・・11名修了

手話通訳Ⅲ・・・9名修了

手話通訳者統一試験・・・2名合格

手話通訳技能認定試験(手話通訳士)・・・合格者なし

◇要約筆記者認定試験・・・合格者なし

◇盲ろう者通訳・介助員・・・5名修了

難聴者向け手話講座

5月から始まります。ぜひご参加ください。

日程：第3木曜日 午後3時～4時30分

会場：聴覚障がい者情報センター

問い合わせ：長野県聴覚障害者協会

ご存じですか？要約筆記

長野県では要約筆記を広く知ってもらうためのチラシを作成しました。

今後、関係団体や市町村に配布する予定です。



動画をご覧ください

情報センターでは手話で物語や話題について語った動画を制作しました。字幕・音声付きDVD 貸し出しや動画配信でご覧いただけます。

・はなさかじいさん

・SDGsって

なんだろう



